



平成 29 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名：北海道中央バス株式会社
代 表 者 名：取締役社長 牧野 和夫
(コード番号 9085 札幌証券取引所)
問 合 せ 先：取 締 役 大森 正昭
常務執行役員
TEL 0134-24-1111

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 74 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しており、当社は、札幌証券取引所に上場する会社として、この趣旨に従い、当社普通株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を100株に変更するにあたり、同時に、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることのないよう、当社普通株式について10株を1株にする株式併合を行います。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	31,460,000株
併合により減少する株式数	28,314,000株
併合後の発行済株式総数	3,146,000株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10 株未満	17名 (1.1%)	38株 (0.0%)
10 株以上	1,555名 (98.9%)	31,459,962株 (100.0%)
総株主	1,572名 (100.0%)	31,460,000株 (100.0%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様17名(所有株式数合計38株)は、効力発生日において当社株主としての地位を失うこととなります。なお株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合と同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
60,000,000株	6,000,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款変更をしたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって、当社の定款は下記のとおり変更されます。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> <u>株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> と する。

4. 日 程

取締役会決議日	平成29年5月24日
第74回定時株主総会決議日	平成29年6月29日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

※上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、札幌証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

【添付資料】

（ご参考） 単元株式数の変更、株式併合についてのQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位になっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。今回当社では、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A. 全国証券取引所では、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、当社は、札幌証券取引所に上場する会社として、この趣旨に従い、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

当社株式の単元株式数を変更するにあたり、同時に、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることのないよう、当社普通株式について10株を1株にする併合を行うものです。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況変動等の他の要因を除けば、株主様が所有する当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後、株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、普通株式1株あたりの純資産額は10倍になることによるものです。

Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。

A. 株式併合により、株主様のご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 6 単元株式数の変更と株式の併合によって所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権	ご所有株式数	議決権	端数株式
ケース①	6,000株	6個	600株	6個	なし
ケース②	3,518株	3個	351株	3個	0.8株
ケース③	477株	なし	47株	なし	0.7株
ケース④	5株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記ケース②③④の場合）には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記ケース④の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主の地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 8 株主優待制度はどうなるのでしょうか。

A. 当社株主優待制度につきましては、株式併合（10株を1株に併合）と同じ割合（10分の1）で発行基準を変更いたします。当該基準につきましては、平成30年3月末日の株主名簿に記録された株主様への発送分から適用いたします。なお、実質的な発行基準に変更はありません。

Q 9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年5月24日	取締役会
平成29年6月29日	定時株主総会
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日
平成29年10月下旬	株式割当通知の発送（予定）
平成29年11月下旬	端数株式処分代金のお支払い開始（予定）

【当社の株主名簿管理人】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以 上